

# 施工条件明示書

## 【実施】

工事名 令和7年度 下公請－3 （仮称）白石中央SIC周辺整備に伴うマンホールポンプ電気設備工事  
施工場所 白石市大平中目字西田 地内

白石市上下水道事業所

## 第1章 総 則

- 第1条 本仕様書は、令和7年度 下公請－3（仮称）白石中央SIC周辺整備に伴うマンホールポンプ電気設備工事に適用するもので、宮城県土木部編集の共通仕様書と共に当該工事の施工にあたり請負者が守らなければならない特記事項についての仕様であり、共通仕様書と重複する事項については本仕様書が優先するものとする。
- 第2条 本仕様書、設計図、設計書に明示明記されていないもので、本工事完成のためには当然必要と認められるものは異議なく請負者の負担において実施しなければならない。
- 第3条 本工事の施工にあたり工事遂行上必要な一切の諸法規上の手続きは請負者は請負者の負担において行うこととする。
- 第4条 本工事の着手前に施工計画書及び使用材料承諾書を作成し、監督員の承認を得ること。
- 第5条 その他、本工事の施工にあたり疑義が生じた場合には速やかに監督員と協議すること。

## 第2章 地上工作物・地下埋設物の保護

- 第6条 施工にあたり地下埋設物・架空電線・地上工作物等の支障がでた場合は、速やかに監督員に届け出を行い、管理者・所有者と協議のうえ対処し、事故の未然防止に努めること。
- 第7条 挖削に伴い、地下埋設物により支障が生じる箇所においては原則として人力掘削で行うこと。
- 第8条 隣接工作物、地下埋設物及び用排水路等に対する補強はすべて請負者の負担で行うものとする。

**第9条** 請負者は工事中において、地上工作物・地下埋設物に損傷を与えた場合には直ちに監督員に連絡し、各管理者・所有者に通報して復旧体制をとらなければならない。

## **第3章 安全管理**

**第10条** 万一の事故に備え、直ちに対応できるように工事着手前に対策を講じ、必要な機器類を常時用意して置かなければならぬ。また、工事中は安全管理者が見回り、事故の防止に努めなければならない。

## **第4章 施工**

**第11条** 本工事に関する苦情や要望が付近住民からなされた場合には、単独処理することなく速やかに監督員に連絡及び協議をして対応しなければならない。

**第12条** 道路管理者・河川管理者・地下埋設物管理者等から指示・指摘を受けた場合には、速やか監督員に連絡し、指示・指摘事項に対応しなければならない。

**第13条** 施工は原則として昼間施工とし、やむを得ない場合を除き夜間施工は行わない。

**第14条** 工事箇所は常に整理整頓を行わなければならない。

**第15条** 工事施工のため、使用する周辺道路等は隨時補修等を行い、一般の通行に支障を及ぼさないよう十分注意するとともに、工事完了の際は、速やかに監督職員に報告し指示を受けるものとする。

## 第5章 そ の 他

- 第16条 監督員は設計変更にかかる必要な測量作業、設計図書、数量計算書の作成を指示することがある。
- 第17条 工事に必要な仮設用地は、請負者が借地を行い借地料を支払うものとする。なお、借地の返還にあたっては、土地所有者との借地契約に基づいて原形に復旧し、紛争等が生じないようにする。
- 第18条 毎月3日「工事履行報告書」により工事の進捗状況を監督職員に提出すること。

# 施工条件明示書

## 一 特記仕様書一

工事番号	工事名	令和7年度 下公請-3 (仮称)白石中央SIC周辺整備に伴うマンホールポンプ電気設備工事	事務所名	宮城県白石市		
項目	条件	内容	施工方法	備考		
1 共通仕様書の適用	本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。					
2 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置						
(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」	○	契約工期初日以降、90日以内に着手 (手持ち工事が完了した場合や、制約条件がない場合等は、期日以前の着手も可能)				
(2) 請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事)	○	契約工期初日以降、○○日以内に着手 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-4によること。				
(3) 上記以外	◎	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約工期初日以降、30日以内に現場施工に着手				
		上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼動であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html				
3 特例監理技術者の配置	○対象	◎対象外	建設業法第26条第3項ただし書の規程の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置。 特例監理技術者を対象とする場合は下記によるものとする			
	1 特例監理技術者を配置する場合は以下の(ア)～(サ)の要件を全て満たさなければならない。 (ア)本工事の現場施工に着手する日までに、建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。 (イ)監理技術者補佐は、一級施工管理技士(令和3年4月1日施行予定)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 (ウ)監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 (エ)同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。 (ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。) (オ)特例監理技術者が兼務できる工事は、本工事を所管する土木事務所(地域事務所)管内及び隣接土木事務所(地域事務所)管内の宮城県内で施行される工事でなければならない。 (カ)特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 (キ)特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 (ク)監理技術者補佐が担当業務等について、明らかにすること。 (ケ)専任補助者を配置しない工事であること。 (コ)維持管理業務同士は兼務できない。 ※24時間体制で応急処理や緊急巡回等が必要な業務等 (サ)配置技術者の追加専任を必要としないもの。 2 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する場合、配置技術者届出書及び特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項を提出すること。 3 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORIINS)への登録を行うこと。					
4 積算基準及び設計単価の適用期日						
(1) 積算基準及び設計単価の適用について	○ある	◎ない				
5 工程関係						
(1) 関連工事による施工時期の調整	○ある	◎ない				
(2) 施工時期による制限	○ある	◎ない				
(3) 関係機関等との協議の未成立	◎ある	○ない	警察(交通管理者)との協議	監督職員と協議を行い施工すること		
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加	◎ある	○ない	上記関係機関との協議結果により	監督職員と協議を行い施工すること		
6 公害対策関係						
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限	◎ある	○ない	各関係法令、条例による			
7 安全対策関係						
(1) 交通安全施設等の指定	◎ある	○ない	警察(交通管理者)との協議結果による	監督職員と協議を行い施工すること		
(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限	○ある	◎ない	周辺住民に配慮し作業時間は午前8時30分から午後5時を基本とする。			
8 排水工関係						
(1) 潟水、湧水処理のための特別な対策の必要性	○ある	◎ない				
9 建設副産物対策関係(建設発生土)						
(1) 建設発生土の処理・処分について	本工事の残土は、下記に運搬するものとする。なお、下記により難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。					
	処理・処分する場所		処理・処分方法	距離	制限時間	備考
	名称					
(2) 建設発生土	処理・処分	○ある	◎ない			

10 建設副産物対策関係(建設発生土以外の建設副産物)																					
(1)建設発生土以外の建設副産物の処理・処分について					<p>下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>処理・処分する場所</th> <th>処理・処分方法</th> <th>距離</th> <th>制限時間</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。</td> </tr> </tbody> </table>						処理・処分する場所	処理・処分方法	距離	制限時間		工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。					
	処理・処分する場所	処理・処分方法	距離	制限時間																	
工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。																					
					km	時 分 ~ 時 分															
					km	時 分 ~ 時 分															
					km	時 分 ~ 時 分															
					km	時 分 ~ 時 分															
					km	時 分 ~ 時 分															
(3)再生材の利用					○ある ◉ない	種類・数量															
11 現場環境改善					○ある ◉ない	内容															
現場環境改善の具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。																					
12 品質証明																					
(1)品質証明書および施工プロセス品質確認チェックリストの対象					○ある ◉ない	請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。															
(2)施工プロセス品質確認チェックリストの対象					○ある ◉ない	上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。															
13 標準的な設計図書による発注方式					○ある ◉ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。															
14 資材関係																					
(1)生コンクリート					生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。																
(2)購入土					購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。																
(3)宮城県グリーン製品の利用					必須	1.植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。															
					○ある ◉ない	2.盛土材、埋め戻し材															
					○ある ◉ない	3.その他( )															
(4)県内産製品の使用					○ある ◉ない	本工事は、「県土木部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」の対象工事である。 工事の施工にあたっては、試行要領に基づき適切に実施すること。 事業管理課ホームページ参照 <a href="http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyukanri/kensanzai.html">http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyukanri/kensanzai.html</a>															
(5)現場吹付法枠工					吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm <sup>2</sup> 以上とする。																
15 設計変更の手続き																					
(1)設計変更の手続きについて					設計変更については、工事請負契約書第19条～第26条及び共通仕様書第1編1-1-14～1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」(宮城県土木部)によることとする。 <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyukanri/henkou-guideline.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyukanri/henkou-guideline.html</a> トップページ > しごと・産業 > 土木・建築・不動産業 > 建設業 > 設計変更ガイドライン【土木工事・建設関連業務】																
16 その他																					
(1)舗装の下請制限について					○ある ◉ない	土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。															
(2)「ダンブ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象の有無					○ある ◉ない	本工事は「ダンブ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンブ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。															
(3)三者会議の対象の有無					○ある ◉ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行ひ「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-5によること。															
(4)貸与資料の有無					○ある ◉ない	本仕様書によるものほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料( )															
(5)発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無					○ある ◉ない	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合、工事請負者対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。															
(6)法定外の労災保険の付保について					本工事では、法定外の労災保険加入にかかる保険料を予定価格に反映しているため、本工事において受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。なお、加入後受注者は、工事請負契約書第62条に基づき、証券又はこれに代わるものを持ちて発注者に提示すること。																
(7)熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の有無					○ある ◉ない	本工事は熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行対象工事である。本運用による設計変更を希望する場合は、別途定める「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき、発注者に協議すること。															
(8)工事実績情報システム(コリンズ)登録					◉ある ◉ない	請負者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し登録申請を行うこと。															

## 働き方改革・生産性向上に関する事項

項目	条件	内容	
17 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無			
(1)「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事	○対象	◎対象外	1. 対象工事の場合、活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に基づき選択すること。 2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等(いわゆる作文)の評価対象外とする。(「簡易型(施工計画型)」「標準型」、 「高度型」の場合) なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。
(2)実施された技術についての費用計上(設計変更)	○対象	◎対象外	設計変更の積算手法については、総合評価落札方式の手引きのとおりとする。なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる。
18 業務効率化			
(1)工事情報共有システムの活用	○対象	◎対象外	本工事は工事情報共有システムの活用対象工事であり、請負者は工事着手時に別途定める「工事情報共有システム事前協議チェックシート」により、必要事項について監督職員と協議を行うこと。実施にあたっては「土木工事における工事情報共有システムの実施要領」及び「土木工事における工事情報共有システムの活用ガイドライン」に基づき行うこと。
(2)工事書類の簡素化の試行について	○あり	◎なし	本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。実施にあたっては「宮城県土木部における工事書類簡素化の試行要領」に基づき行うこと。
(3)ウィークリースタッフ等の推進	本工事は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタッフ等の推進を図ることとし、「ウィークリースタッフ等実施要領」に基づき、取組内容を受発注者間で協議及び共有し、工事を進めていくこととする。 詳細については、宮城県土木部事業管理課のホームページを参照すること。(http://www.pref.miagi.jp/soshiki/jigyukanri/weekly.html)		
19 週休2日工事の適用の有無			
(1)週休2日工事	○対象	◎実施困難工事	1. 週休2日工事の対象工事の場合は、宮城県土木部「週休2日工事」実施要領に基づき行うとする。 なお、週休2日工事の型式については、下記(2)のとおりする。 2. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、令和6年4月には、維持工事等も含めて、週休2日の確保を目指すことが、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事などの場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。  実施困難工事の理由
(2)週休2日工事の種別	○発注者指定型(現場閉所型)	○発注者指定型(交替制)	現場閉所型:巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所を閉所する。 交替制:現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。 当初積算時に4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行うこととし、設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。
(3)週休2日工事の区分	週休2日工事の区分は「通期の週休2日」と「月単位の週休2日」に区分する。 当初発注においては「通期の週休2日」を指定、積算している。 「月単位の週休2日」は受発注者の希望型とし、工事着手前に受発注者間で協議の上、実施の可否を決定する。なお、協議により「月単位の週休2日」を実施することとし、「月単位の週休2日」を達成した場合は、精算変更時に「月単位の週休2日」の補正係数に変更する。 〔「通期の週休2日」:対象期間全体で、4週8休相当以上の休日を取得したと認められる状態。 「月単位の週休2日」:対象期間の全ての月において、4週8休以上の休日を取得したと認められる状態。〕		
20 女性活躍推進モデル工事の適用の有無			
(1)女性活躍推進モデル工事	○対象	◎対象外	実施にあたっては、宮城県土木部「女性活躍推進モデル工事」実施要領に基づき行うものとする。 実施要領は、宮城県ホームページ( <a href="https://www.pref.miagi.jp/soshiki/jigyukanri/">https://www.pref.miagi.jp/soshiki/jigyukanri/</a> )で確認のこと。
21 下請承認事務簡素化モデル工事の適用の有無			
(1)下請承認事務簡素化モデル工事	○対象	◎対象外	実施にあたっては、発注者から工事打合せ簿により、「下請承認事務簡素化モデル工事」である旨を別途指示するものとする。
22 建設現場等における遠隔臨場の実施について			
	1. 建設現場における遠隔臨場の実施 「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者(監督員)における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を実施できるものとする。なお、遠隔臨場を実施する場合は、『建設現場等における遠隔臨場に関する実施要領(案)』の内容に従い実施する。 2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目 現場条件により遠隔臨場の適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、受発注者間に協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。 3. 実施内容 (1)段階確認・材料確認、立会での確認 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものである。 (2)機器の準備 遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。 (3)遠隔臨場を中断した場合の対応 電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。 (4)効果の検証 遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員等の指示による。 (5)費用 遠隔臨場にかかる費用については、標準積算基準の率計上に含まれる。なお、通信環境確保のための中継局を設置する場合などは、現場条件により積み上げにより計上する場合もあることから、事前に監督職員と協議すること。 (6)不正行為 遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、県内規(不良不適格業者排除マニュアル等)に従い、処分を実施する場合がある。		

## 東日本大震災に伴う特例制度

項目	条件	内容	施工方法	備考
23 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用				
(1) 労働者確保に関する積算方法の試行工事	○ある ◉ない	<p>1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち營繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。</p> <p>營繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。</p> <p>1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: <b>9.19%</b> 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合: <b>1.29%</b></p> <p>3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。</p> <p>6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p> <p>7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>		
(2) 労働者宿舎設置に関する積算方法の試行工事	○ある ◉ない	本工事は、「労働者宿舎設置に関する試行要領」(以下試行要領)の対象工事である。 労働者宿舎の設置を希望する場合については、「試行要領」に基づき監督職員と事前に協議すること。		
24 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更				
(1) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	○ある ◉ない	<p>下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)し、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。</p> <p>購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、碎石、捨石、被覆石等)とする。 輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。</p>	<p>受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。</p> <p>1 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等) 2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称、規格及び製造・生産工場の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」) 3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由 4 製造・生産工場を選定した理由 5 見積もり書 6 その他、必要と思われる事項</p>	
25 施工箇所が点在する工事の間接費の積算				
(1) 施工箇所が点在する工事積算方法の試行の対象工事	○ある ◉ない	本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、「○〇地区(施工箇所〇〇, 〇〇), △△地区(施工箇所〇〇, □□地区(施工箇所〇〇)以下、対象地区といふ)」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事である。	本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、対象地区毎に設定する。	
26 その他				
(1) 土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱い	○ある ◉ない	・本工事の施工において、調達(購入)する予定の〇〇の設計単価は、現場持込価格(単価)としている。 ただし、契約後、施工計画に基づき、〇〇の調達条件について異なる場合は、監督職員と協議すること。 ・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)が生じる場合は、監督職員と協議すること。		
(2) 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	○ある ◉ない	間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算とかい離が生じていることが確認されたため、積算基準書等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じている。 補正係数 共通仮設費:1.3 現場管理費:1.1		

## 特記事項

## **電気設備工事**

### **第1節 概要**

本工事は、マンホールポンプ新設に伴い、電気設備の据付工事を行うものである。

### **第2節 主要機器構成**

- |                     |    |
|---------------------|----|
| 1) 鋼製加工品            | 1式 |
| 2) マンホールポンプユニット制御盤  | 1面 |
| 3) 引込開閉器盤           | 1面 |
| 4) 投込み式水位計          | 1式 |
| 5) フローツイッチ(バックアップ用) | 1個 |

### **第3節 工事範囲**

- (1) 第2節記載の機器製作
- (2) 第2節記載の機器据付工事
- (3) 機器間の配管、配線工事
- (4) 鋼製加工品の製作据付工事
- (5) 基礎コンクリート工事
- (6) 試運転調整
- (7) その他上記に伴う工事

### **第4節 機器特記仕様**

- (1) 鋼製加工品
  - 1) 仕様
    - ① 材 料 サポート：ステンレス鋼

流入バッフル：ステンレス鋼または同等品

- ② 数量 1式
- ③ 固定ボルト SUS304

## 2) 構造

- ① マンホール内の機器は、必要に応じてサポートにて固定するものとする。
- ② サポート類は一般構造用ステンレス鋼とする。
- ③ 汚水の流入部には流入バッフルを設け、水面の波立ち防止、汚水中への気泡混入防止、及び流入水が直接ポンプにかかるのを防止するものとする。

## (2) マンホールポンプユニット制御盤

### 1) 仕様

- ① 形式 鋼板製屋外装柱形
- ② 面数 1面
- ③ 入力電源 3相3線 200V、単相2線 100V、50Hz
- ④ 始動方式 直入れ
- ⑤ 塗装色 マンセル 5Y7/1

### 2) 主要取付機器

#### a) 主要取付器具

- ① 交流電流計 2個
- ② 配線用遮断器 1個
- ③ 漏電用遮断器 1式
- ④ 3Eリレー 2組
- ⑤ 電磁接触器 2個
- ⑥ 進相コンデンサ 2個
- ⑦ スペースヒータ 1式

⑧ 端子台 1式

⑨ 監視通報装置 1台

⑩ 換気ファン 1式

⑪ その他必要なもの

b) 外部警報

自動通報

c) 外部接続端子

商用電源、自家発電源、ポンプ、

水位計、フロットスイッチ（バックアップ用）、浸水検知器

d) 監視通報装置

機能 デジタル入力

デジタル出力

アナログ入力

通報方式 音声・FAX・アナログデータ・メール のうちいずれか

### 3) 特記事項

① ポンプ運転方式は、単独交互運転方式とする。

### (3) 引込開閉器盤

#### 1) 仕様

① 形式 鋼板製屋外装柱形

② 面数 1面

③ 入力電源 3相3線 200V、単相2線 100V、50Hz

④ 塗装色 マンセル 5Y7/1

### (4) 投込み式水位センサ

1) 仕様

- ① 形式 汚水用投込圧力式水位計
- ② 水位センサ 静電容量型圧力センサ
- ③ 測定レンジ 0~6.8m
- ④ 入力 DC24V
- ⑤ 出力 DC4~20mA
- ⑥ ケーブル 20m
- ⑦ 数量 1式

(5) フロートスイッチ (ハックアップ用)

1) 仕様

- ① 形式 フロート式レベルスイッチ
- ② 接点 A接点 (上向きON、下向きOFF)
- ③ 最大使用電圧 AC24V、DC24V
- ④ 最大使用電流 AC0.5A、DC0.5A
- ⑤ ケーブル 20m
- ⑥ 数量 1個

參 考 明 細 書

令和 7 年度

# 実施設計書

白石市

## 總括表

## 本 工 事 費 内 訳 書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	摘要
下水道用電気設備	1	式				
輸送費	1	式			明 4 号	
材料費	1	式			明 5 号	
労務費	1	式			明 6 号	
直接経費	1	式			明 7 号	
仮設費	1	式			明 8 号	
直接工事費計						
据付間接費	1	式			明 3 号	
共通仮設費	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
現場管理費	1	式				
現場管理費	1	式				

## 本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	单 価	金 領	明細単価番号	摘 要
間接工事費	1	式				
据付工事原価	1	式				
設計技術費	1	式			明 2 号	
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
機器費	1	式			明 1 号	
工事価格	1	式				

下公請-3 (仮称) 白石中央SIC周辺整備に伴うマンホールボックス電気設備工事

【 第 1 号 明細書 】

機器費

1 式 当り

下公請-3 (仮称) 白石中央SIC周辺整備に伴うマンホール・ソフ電気設備工事

【 第 2 号 明細書 】

設計技術費

## 1 式 当り

下公請-3 (仮称) 白石中央SIC周辺整備に伴うマンホール・ソフ電気設備工事

【 第 3 号 明細書 】

据付間接費

## 1 式 当り

下公請-3 (仮称) 白石中央SIC周辺整備に伴うマンホール・ソフ電気設備工事

【 第 4 号 明細書 】

輸送費

## 1 式 当り

## 下公請－3 (仮称) 白石中央SIC周辺整備に伴うマンホールボンブ電気設備工事

## 【第5号明細書】

材料費

1式当り

名称・規格	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	摘要
直接材料費	1	式				
低圧ケーブル 600V EM-CE3.5 sq-3c	12.8	m				
低圧ケーブル 600V EM-CE3.5 sq-2c	11.9	m				
その他電線 EM-IE 5.5 sq	9.68	m				
その他電線 EM-IE 3.5 sq	3.3	m				
電線管類 金属製可とう電線管38mm(露出)	3.3	m				
電線管類 金属製可とう電線管30mm(露出)	3.3	m				
電線管類 HIVE 16mm (露出)	3.52	m				
電線管類 HIVE 16mm (埋込)	1.76	m				
電線管類 FEP 40mm (埋込)	12.9	m				
電線管類 GP 36mm (露出)	14.7	m				
電線管類 GP 28mm (埋込)	8.58	m				

## 下公請－3 (仮称) 白石中央SIC周辺整備に伴うマンホールポンプ 電気設備工事

【 第 5 号 明細書 】		(続 き)						1 式 当り
材料費								
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	单 価	金 頓	明細単価番号	摘 要		
接地装置 接地棒 φ14*1500	4	本						
接地装置 接地棒用リード端子 φ14用	2	本						
接地装置 接地埋設標 140*90*1.5t 黄銅製	2	枚						
電線管類 ベルマウス FEP 40φ用	3	個						
電線管類 異種管接続材 H型FEP 40φ用	3	個						
電線管類 ケーブル埋設シート	3.36	m						
電柱装柱材 コンクリートポール 10m-19cm-350kg	1	本						
電柱装柱材 コンクリート根かせ (バンド付) 1200*240*170	1	個						
電柱装柱材 低圧用ラック	2	個						
電柱装柱材 低圧引留がいし 75*65	2	個						
電柱装柱材 自在バンド 3BD-HD17	2	個						
電柱装柱材 自在バンド IBT-212	6	個						

## 下公請－3 (仮称) 白石中央SIC周辺整備に伴うマンホールポンプ 電気設備工事

【 第 5 号 明細書 】		(続 き)						1 式 当り
材料費								
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	单 価	金 頓	明細単価番号	摘要		
電柱装柱材 足場ボルト CP用	8	本						
電柱装柱材 支線 (材料) 38sq (7/2.6)	2.4	kg						
電柱装柱材 ステープロック 500*250ロッド付	1	組						
電柱装柱材 玉がいし	1	個						
電柱装柱材 巻付グリップ シングル 38sq	1	個						
電柱装柱材 支線ガード 硬質ポリエチレン	1	本						
補助材料費	1	式						
補助材料費	4	%						
計								

## 下公請－3 (仮称) 白石中央SIC周辺整備に伴うマンホールポンプ 電気設備工事

## 【第6号 明細書】

労務費

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
一般労務費	1	式				
電工	19	人				
普通作業員	1	人				
技術労務費	1	式				
技術者 据付	3	人				
技術者 単体調整	1	人				
技術者 総合試験	2	人				
計						

下公請-3 (仮称) 白石中央SIC周辺整備に伴うマンホール・ソフ電気設備工事

【 第 7 号 明細書 】

## 直接経費

1 式 当り

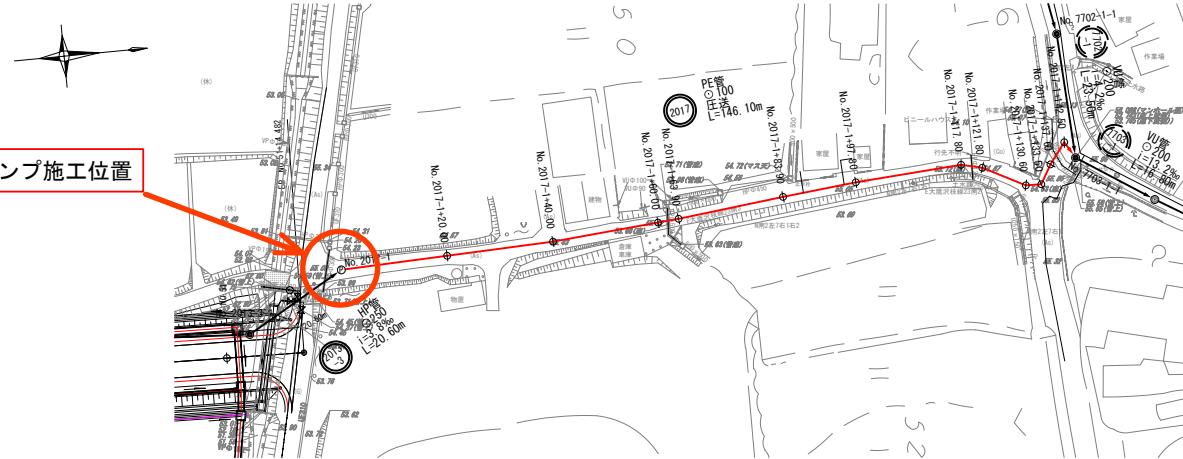
下公請-3 (仮称) 白石中央SIC周辺整備に伴うマンホール・ソフ電気設備工事

【 第 8 号 明細書 】

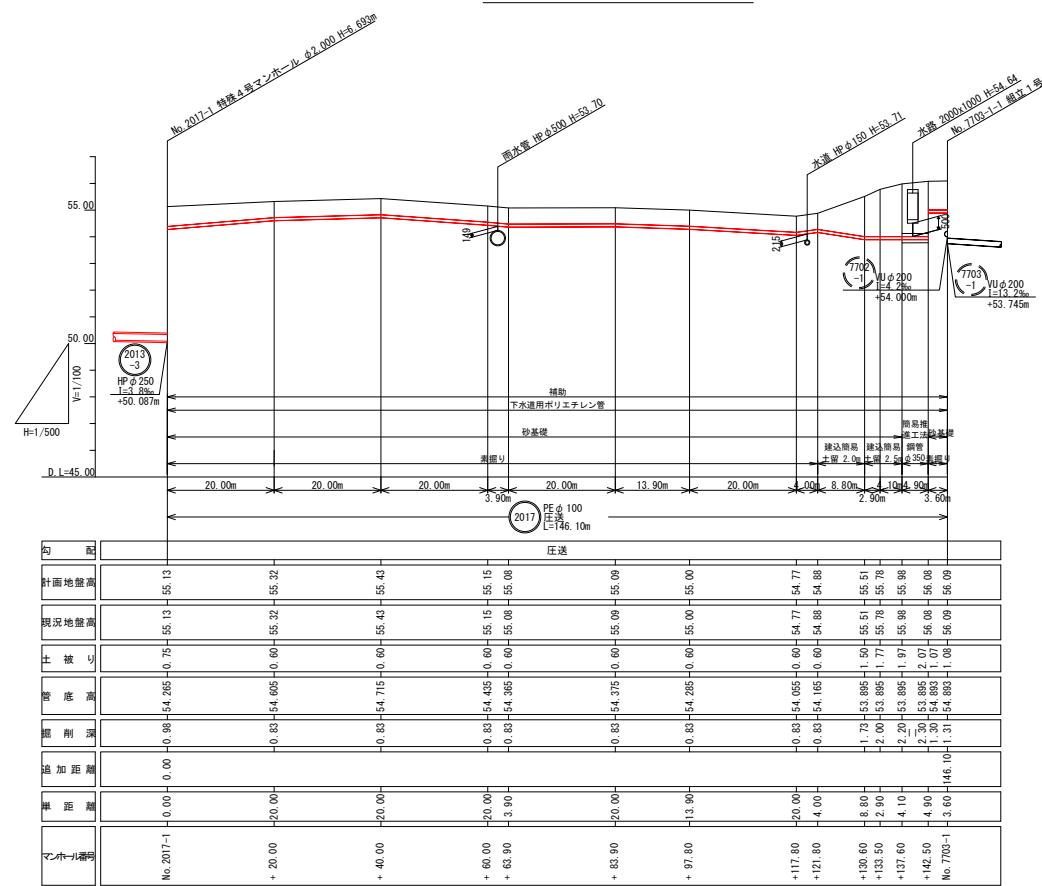
## 仮設費

## 1 式 当り

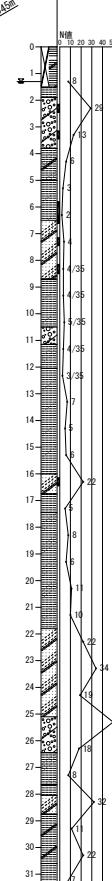
平面図(14) 線尺 1/500



縦断面図(14) 線尺 縦1/100 横1/500



R3B-1  
T.P.+60.30m  
Dip: 0.8%  
緯度=140°36'55.8200"  
緯度=37°59'2.8400"



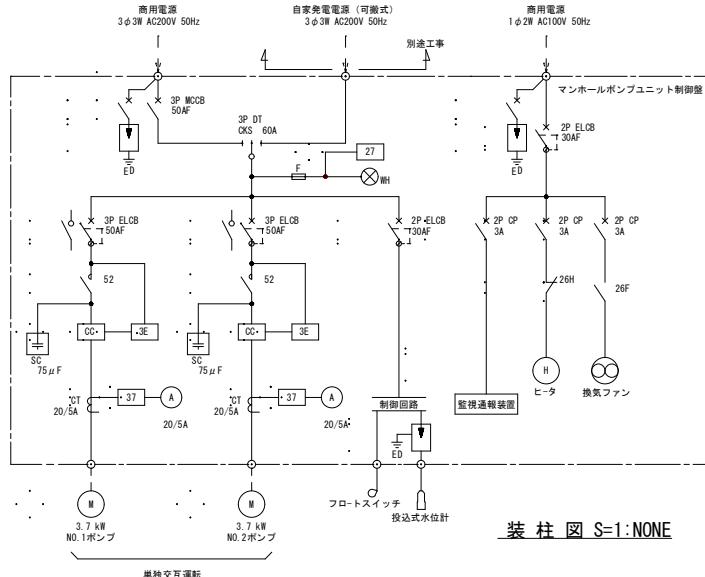
凡例	
記号	名称
→	新設管渠
→	既設管渠
○	計画管渠
○	既設1号ポンプホール
○	既設1号マニホール
○	既設2号マニホール
○	マニホールポンプ
○	污水樹



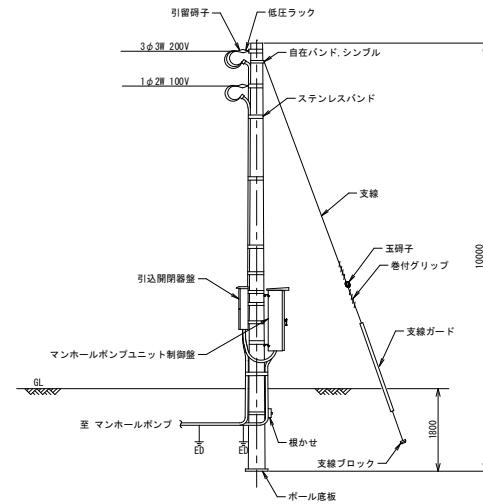
工事番号	-
路線名	(2017)
施工地名	地内
工事名	令和2年度 下水道工事(新設管渠に伴うポンプホール着工準備工事)
図面名	平面図・縦断面図
縮尺	図示 位置
設計者	令和 年度
白石市	図番 1/2

No. 2017-1 マンホールポンプ電気図

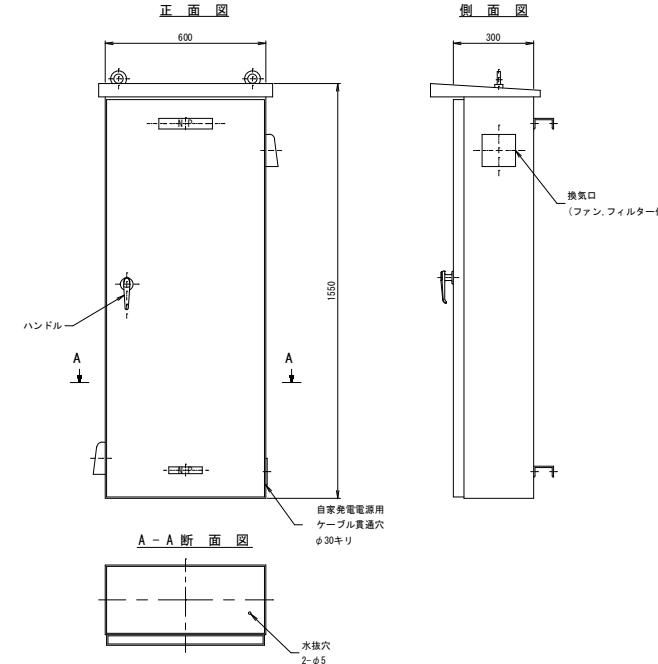
## 单線接続図 S=1:NONE



装柱図 S=1:NONI



## マンホールユニット制御盤外形図 S=1:10



工事番号	-		
路線名	(仮称)白石中央スマートインターチェンジ		
施工地名	地内		
工事名	令和7年度 下公隣一③ (仮称)白石中央スマートインターチェンジに伴う下公隣一③電気供給工事		
図面名	No. 2017-1 マンホールポンプ電気図		
縮尺	図示	位置	
設計者	設計年度	令和 年度	
白石市	図番	2 / 2	